

株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 9 月 30 日

株式会社丸和運輸機関

2020年9月30日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)
埼玉県吉川市旭7番地1
株式会社丸和運輸機関
代表取締役社長 和佐見勝

(株式交換完全子会社)
東京都板橋区東坂下二丁目7番7号
日本物流開発株式会社
代表取締役社長 川底孝一郎

株式会社丸和運輸機関(以下「丸和運輸機関」という)と日本物流開発株式会社(以下「日本物流開発」という)は、2020年8月20日付で締結した株式交換契約に基づき、2020年9月30日を効力発生日として、丸和運輸機関を株式交換完全親会社とし、日本物流開発を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という)を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2020年9月30日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

日本物流開発の株主から、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

日本物流開発は、会社法第785条第3項の規定により、2020年9月1日付で、日本物流開発の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である丸和運輸機関の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項による株式の買取請求を行った日本物流開発の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

丸和運輸機関は、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

丸和運輸機関は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2020年9月8日付で、丸和運輸機関の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である日本物流開発の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、丸和運輸機関は、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、丸和運輸機関に移転した日本物流開発の株式の数は、75株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 丸和運輸機関は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した丸和運輸機関の株主はおりませんでした。

(2) 日本物流開発は、会社法第783条第1項の規定により、2020年9月7日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 丸和運輸機関は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の日本物流開発の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する日本物流開発の株式1株に対して丸和運輸機関の株式1,060株の割合をもって丸和運輸機関の普通株式を割当交付しました。丸和運輸機関が交付した株式の総数は79,500株です。

(4) 本株式交換により増加する丸和運輸機関の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- | | |
|---------|----------------------------|
| ① 資本金 | 0円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い丸和運輸機関が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0円 |

以上